

2024年7月31日



## 路線バス運賃の過収受に関するお詫びとお知らせ

このたび、当社の路線バス「浅岸線」の一部区間において、運賃の誤表示によりお客様から誤った運賃を収受していたことが判明いたしました。

ご利用のお客様には大変ご迷惑をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

なお、本日中に、正しく収受するようデータの改修を行う予定ですので、あわせてご案内いたします。

### 記

1. 運賃過収受が判明した日  
2024年7月30日（火）
2. 運賃過収受があった期間  
2024年4月1日（月）～2024年7月31日（水）の間
3. 運賃過収受があった路線と区間  
浅岸線（盛岡駅前～紺屋町～水道橋～紺屋町～盛岡駅前、水道橋～紺屋町～盛岡駅）
  - ・上の橋町～盛岡駅前間
  - ・上の橋町～開運橋間
  - ・上の橋町～柳新道間
  - ・上の橋町～菜園川徳前間
  - ・上の橋町～下の橋町間
4. 運賃過収受額  
10円（上記区間運賃170円のところ旧運賃180円を収受）
5. 過収受対象者  
2024年4月1日～2024年7月31日の期間中、浅岸線の上の橋町～盛岡駅間を、現金および交通系ICカードで運賃をお支払いいただいたお客様  
※定期券、小児運賃でご利用いただいたお客様の過収受はございません。

6. 経緯

現在、定期券の IC カード化を進めていて、その確認、検証を行っている際に発覚したものを。

7. 発生原因

運賃表から運賃データを作成する際の間違い。

8. 過収受したお客様への対応

お心あたりのお客様は、大変お手数をおかけしますが、下記お問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご返金にあたり、お名前、ご住所、交通系 IC カード番号（交通系 IC カードでお支払いのお客様）等々お伺いすることがございますが、頂いた情報は本件のご返金のみに使用し、ご返金が終了しましたら破棄いたしますことをあらかじめご了承ください。

9. 再発防止策

今後、運賃データを作成する際、二重三重で確認作業を行うことを徹底いたします。

10. その他

お問い合わせの際、お支払い方法等の確認のため、お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

**(お問い合わせ先)**

**岩手県交通株式会社 乗合自動車部 乗合自動車課**

**019-654-2141 (平日 8:30~17:30)**